平成 25 年 5 月 13 日

各　位

会　社　名　　株式会社クロニクル
代 表 者 名　　代表取締役社長　　堀　　達 夫
（JASDAQ･コード 9822）
問合せ先役職･氏 名　常務取締役経営企画本部長 久保田 峰夫
電 話　　03-5733-0641（代 表）

金融庁による課徴金納付命令の決定について

1．経緯

当社は、平成 25 年 3 月 26 日付の「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて開示しておりますとおり、平成 21 年 9 月期第 1 四半期から平成 24 年 9 月期までの重要な虚偽を記載した有価証券報告書及び四半期報告書を提出したこと及び平成 23 年 12 月 7 日、平成 22 年 9 月期有価証券報告書及び平成 23 年 9 月期第 3 四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 12 月 26 日、480 個の新株予約権証券を 965,280,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、以て重要な記載につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたことに関して、証券取引等監視委員会より金融庁に対し、当社に課徴金納付命令を発出すべきである旨の勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第1項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判官から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、平成 25 年 5 月 10 日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額 6,443 万円及び、納付期限を平成 25 年 7 月 11 日とする旨の決定がなされ、本日受領致しましたのでお知らせいたします。

当社としましては、金融庁からの課徴金納付命令について真摯に受け止めており、現在その訂正に対応すべく過年度の訂正報告書の作成に取り組み、早急な提出を目指すとともに、平成 25 年 4 月 19 日付の「第三者調査委員会の調査報告書（最終報告）受領に関するお知らせ」にて開示した第三者調査委員会の提言を踏まえ、今後の経営体制も含め、取締役会･監査役会の定期開催と議論の活発化による実効化、社内管理体制の強化のための各部署の独立性の向上と相互牽制によるチェックの実行、内部監査室と監査役会によるチェック体制の強化、モラル･倫理観の向上と法令･社内規程の遵守、コンプライアンスを推進し、経営陣以下全社員に対するコンプライアンス意識向上のための教育･指導に取り組み、皆様からの信頼回復に努めて参ります。

なお、今後の対応の詳細が確定次第お知らせ致します。

株主の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

2. 今後の見通し
業績に与える影響につきましては、現時精査中ですので確定次第お知らせ致します。

ご参考
金融庁ホームページ
http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130513-2.html

以　上